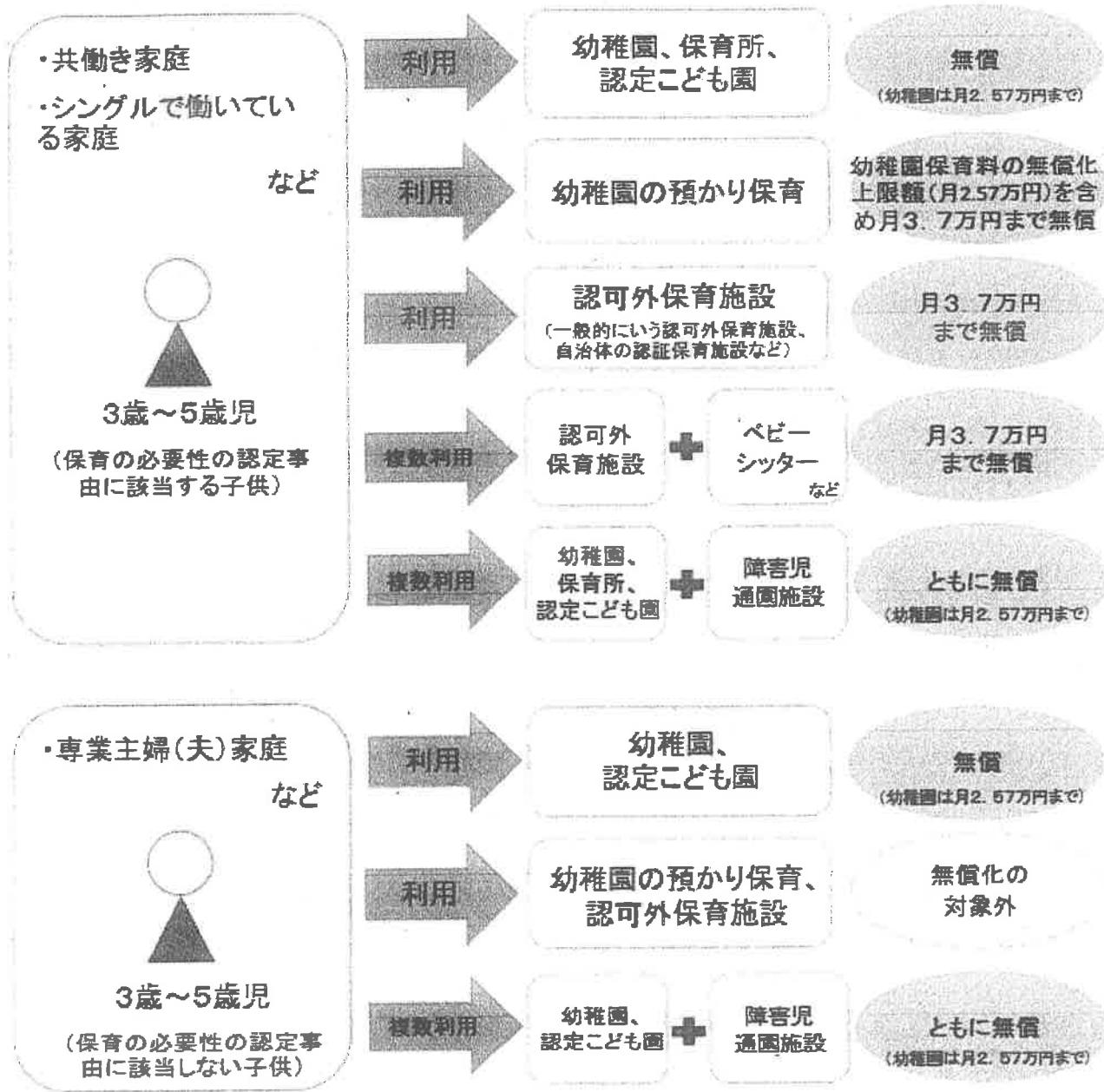


幼児教育無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

無償化の具体的なイメージによると、保育の必要性の認定事由に該当する子供としない子供では基本的な無償化部分においては保証されるものの、認可外保育施設や幼稚園部分の預り保育に関しては対象外としています。また、保育の必要性の観点については、無償化の対象は社会的に必要のある者に限定すべきであり、対象範囲は保育の必要性の認定（2号認定）と同等にすべきであるとしています。

2号認定（満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子供）

保育を必要とする事由の認定基準

1 就労

- ・フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労
- ・居宅外、居宅内を問わない
- ・常に児童と離れて日常の家事以外の労働をしていること
- ・月64時間以上の労働に従事していること（週4日以上、1日4時間以上）
- ・一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く

保育標準時間認定・保育短時間認定

2 妊娠、出産

- ・産前2ヶ月、産後2ヶ月
- ・ただし、母親の健康状態により期間は延長できる

保育標準時間認定

3 保護者の疾病、障害

- ・医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合
- ・1ヶ月以上状態がつづくこと

保育標準時間認定・保育短時間認定

4 同居又は長期入院等している親族の介護、看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護していることなど
- ・同居又は長期入院等している親族を常時介護、看護していることなど
- ・1ヶ月以上状態がつづくこと

保育標準時間認定・保育短時間認定

5 災害復旧

- ・震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっていること

保育標準時間認定

6 求職活動

- ・起業準備を含む
- ・90日（3ヶ月）を限度とする
- ・期間経過後も保育が必要な状況である場合には期間は延長できる

保育短時間認定

7 就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

保育標準時間認定・保育短時間認定

8 虐待やDVのおそれがあること

- ・保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること
- ・保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること

保育標準時間認定

9 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要あること

- ・年長児である場合や保護者の健康状態など子どもの発達上環境の変化が好ましくないこと

保育短時間認定

10 その他、上記に類する状態として市が認める場合

- ・1～9に類する状態として市が認める場合であること

保育標準時間認定・保育短時間認定